

2026年2月27日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

記載内容の充実化を図るため、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定を検討してまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、2025年12月24日に改定に関する草案を公開し、2026年1月14日までコメントの募集を行いました。提出されたコメント内容を検討し、明確化の観点等から修正を加えたうえで公表するものです。

なお、当委員会に寄せられたコメントおよびそれに対する回答、ならびに、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以上

(別紙)

【コメント1】

日本年金数理人会事務局 御中

いつもお世話になっております。

標記の件について、気づいた点を以下のとおりメールさせていただきます。

思い違いがあるようならご容赦ください。

P12「予定利率は、長期的期待収益率を大幅に下回る場合であっても、過剰な損金算入を防止する観点から定められる下限予定利率を下回らない場合は、保守的な評価を行っているものとして許容されることに留意する。」について下限予定利率以上での設定は法令上の規定では。過剰な損金算入防止のための下限予定利率とも読め、あえて下限利率の表現を入れる必要はないのではないのでしょうか。例えば、「予定利率は、長期的期待収益率を大幅に下回る場合であっても、過剰な損金算入を防止する観点から設定する場合は、保守的な評価を行っているものとして許容されることに留意する。」とでもされてはどうか。

また、同頁備考欄において予定利率について「定められる」と表現されていますが、例えばP13では「定める」となっています。特段の理由がないなら誤解を招かないよう「定める」で統一されてはどうか。

個人会員 佐々木 (146)

【回答1】

下限予定利率以上での設定は確定給付企業年金法施行規則第43条の規定ですが、当該規定は、過剰な損金算入を防止する観点から定められたものであり、ゆえに長期的期待収益率を大幅に下回る予定利率が許容されるとの行政見解があります。今回の改定では、この行政見解を記載し取扱いを明確化する趣旨となります。

予定利率について「定められる」との記載は、「定める」で統一いたします。

【コメント2】

公益社団法人日本年金数理人会 御中

正会員の齋藤歩（正 407）です。

2025年12月24日に公開された「確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス」改定草案に対する意見です。

なお、本意見は個人としての見解であり、所属法人とは関係ありません。

1. 意見

「確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス」第5節 財政計算において、
「法第58条第1項は、少なくとも5年ごとに必ず財政再計算の結果に基づく掛金を適用しなければならないと規定しているのであって、任意の時期に、任意の理由により、法第58条第1項の規定に基づき財政再計算を実施することは、法令上、何ら妨げられていないことに留意する。」
との記載の直後に、例えば以下の文言を追加することをご検討願います。

（追加提案文案）

なお、財政再計算の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 臨時の財政再計算の検討

規約変更時に加え、経済状況の急激な変化や加入者数の大幅な変動が生じた場合には、受給権保護や制度の健全性の観点から、必要に応じて適時に財政再計算を実施することを検討すること。

(2) 定期的な財政再計算の時期の変更

規約等で定期的な財政再計算の時期を定めている場合は、会計・税務上の観点に加え、受給権保護や制度の健全性の観点も踏まえ、原則として変更しないこと。やむを得ず変更する場合には、合理的な理由・根拠を明確にし、関係者に十分な説明を行うこと。

(3) 実施判断における基本姿勢

上記(1)および(2)の判断は、いずれも制度の長期的な安定性と信頼性を確保するため、その必要性や妥当性を十分に吟味し、慎重に行うこと。

2. 理由

原案の記載は、確定給付企業年金規約例（規約型第46条／基金型第83条）を踏まえたものと理解しております。

しかし、「法令上、何ら妨げられていないことに留意する。」と記載するだけでは、年金数理人が現場の実務においてどのような判断・配慮を行うべきかが明確

とは言えません。

「法令上、何ら妨げられていない」とはいえ、実務上は、定期的な財政再計算の時期を変更する場合は、その理由について慎重に検討し、関係者への説明責任を果たす必要があると考えます。

また、頻繁な財政再計算は、掛金の予見性を損ない事業主の財務計画を煩雑にするなど、かえって制度運営の安定性を阻害するおそれがあります。加えて、関係者に制度への不必要な不安や不信感を抱かせる懸念もあると考えます。

年金数理人が専門的職能を十全に発揮するためには、法令遵守、会計・税務、受給権保護や制度の健全性といった要請に応えることはもちろん、制度の長期的な安定性と信頼性を確保し、関係者への説明責任を全うすることが求められます。こうした高度な専門的判断を支えるためにも、具体的な留意事項を本ガイドンスに明記することが重要であると考えます。

【回答2】

ご指摘の件については公開草案作成時にも検討を行っておりましたが、確定給付企業年金規約例において「任意の時期に、任意の理由により、法第58条第1項の規定に基づき財政再計算を実施することは、法令上、何ら妨げられていないこと」と記載される見解を踏まえ、これに沿った記述が適切と判断しました。

【公開草案を修正した箇所】

	修正前	修正後				
P. 12 の右欄	<p>・ 予定利率は、長期的期待収益率に基づき合理的に<u>定められる</u>ものであって、積立金の運用収益の短期の予測（以下「短期的期待収益率」という）や、積立状況に応じて<u>定められる</u>ことは適切ではないと考えられる。</p>	<p>・ 予定利率は、長期的期待収益率に基づき合理的に<u>定める</u>ものであって、積立金の運用収益の短期の予測（以下「短期的期待収益率」という）や、積立状況に応じて<u>定める</u>ことは適切ではないと考えられる。</p>				
P. 12 の右欄	<p>・ 上記を採用するケースにおいて、短期的期待収益率が低下したとしても、年金積立金の運用は長期間にわたって行うものであることから、長期的観点からの判断として政策的資産構成割合を維持することは否定されず、また、この場合において、設定した長期的期待収益率や予定利率を必ずしも見直す必要はない。すなわち、（略）</p>	<p>・ 上記を採用するケースにおいて、短期的期待収益率が低下したとしても、年金積立金の運用は長期間にわたって行うものであることから、長期的観点からの判断として政策的資産構成割合を維持することは否定されず、また、この場合において、設定した長期的期待収益率や予定利率を必ずしも見直す必要はないと<u>考えられる</u>。すなわち、（略）</p>				
P. 27	<table border="1"> <tr> <td> <p>1. 掛金の区分</p> <p>・ 規則第 45 条に規定する掛金の区分は次のとおり。</p> <p>標準掛金・・・規則第 45 条第 2 項に基づく掛金</p> <p>補足掛金</p> <p> 特別掛金・・・規則第 46 条に基づく掛金</p> <p> リスク対応掛金・・・規則第 46 条の 2 に基づく掛金</p> <p> 特例掛金・・・規則第 47 条、<u>第 64 条</u>に基づく掛金</p> <p>その他の掛金</p> <p> <u>特例掛金</u>・・・<u>法第 87 条、規則第 59 条、第 88 条の 2、令第 54 条の 4</u>に基</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>1. 掛金の区分</p> <p>・ 規則第 45 条に規定する掛金の区分は次のとおり。</p> <p>標準掛金・・・規則第 45 条第 2 項に基づく掛金</p> <p>補足掛金</p> <p> 特別掛金・・・規則第 46 条に基づく掛金</p> <p> リスク対応掛金・・・規則第 46 条の 2 に基づく掛金</p> <p> 特例掛金・・・規則第 47 条、<u>第 64 条</u>に基づく掛金</p> <p>その他の掛金</p> <p> <u>特例掛金</u>・・・<u>法第 87 条、規則第 59 条、第 88 条の 2、令第 54 条の 4</u>に基</p>		<table border="1"> <tr> <td> <p>1. 掛金の区分</p> <p>・ 規則第 45 条第 1 項に規定する掛金</p> <p>標準掛金・・・規則第 45 条第 2 項に基づく掛金</p> <p>補足掛金</p> <p> 特別掛金・・・規則第 46 条に基づく掛金</p> <p> リスク対応掛金・・・規則第 46 条の 2 に基づく掛金</p> <p> 特例掛金・・・規則第 47 条に基づく掛金</p> <p>その他の掛金</p> </td> <td> <p>・ 規則第 45 条第 1 項に定める掛金は、<u>法第 57 条の基準に従って計算される掛金、及び、事務費掛金を指す。</u></p> <p>・ 規則第 47 条に基づく掛金は、<u>継続基準・非継続基準</u></p> </td> </tr> </table>	<p>1. 掛金の区分</p> <p>・ 規則第 45 条第 1 項に規定する掛金</p> <p>標準掛金・・・規則第 45 条第 2 項に基づく掛金</p> <p>補足掛金</p> <p> 特別掛金・・・規則第 46 条に基づく掛金</p> <p> リスク対応掛金・・・規則第 46 条の 2 に基づく掛金</p> <p> 特例掛金・・・規則第 47 条に基づく掛金</p> <p>その他の掛金</p>	<p>・ 規則第 45 条第 1 項に定める掛金は、<u>法第 57 条の基準に従って計算される掛金、及び、事務費掛金を指す。</u></p> <p>・ 規則第 47 条に基づく掛金は、<u>継続基準・非継続基準</u></p>
<p>1. 掛金の区分</p> <p>・ 規則第 45 条に規定する掛金の区分は次のとおり。</p> <p>標準掛金・・・規則第 45 条第 2 項に基づく掛金</p> <p>補足掛金</p> <p> 特別掛金・・・規則第 46 条に基づく掛金</p> <p> リスク対応掛金・・・規則第 46 条の 2 に基づく掛金</p> <p> 特例掛金・・・規則第 47 条、<u>第 64 条</u>に基づく掛金</p> <p>その他の掛金</p> <p> <u>特例掛金</u>・・・<u>法第 87 条、規則第 59 条、第 88 条の 2、令第 54 条の 4</u>に基</p>						
<p>1. 掛金の区分</p> <p>・ 規則第 45 条第 1 項に規定する掛金</p> <p>標準掛金・・・規則第 45 条第 2 項に基づく掛金</p> <p>補足掛金</p> <p> 特別掛金・・・規則第 46 条に基づく掛金</p> <p> リスク対応掛金・・・規則第 46 条の 2 に基づく掛金</p> <p> 特例掛金・・・規則第 47 条に基づく掛金</p> <p>その他の掛金</p>	<p>・ 規則第 45 条第 1 項に定める掛金は、<u>法第 57 条の基準に従って計算される掛金、及び、事務費掛金を指す。</u></p> <p>・ 規則第 47 条に基づく掛金は、<u>継続基準・非継続基準</u></p>					

修正前		修正後	
	事務費掛金 <u>づく掛金</u>	事務費掛金 ・規則第 45 条第 1 項に規定する掛金以外の掛金 <u>特例掛金</u> ・・・法第 87 条、令第 54 条の 4、 規則第 59 条、第 64 条、第 <u>88 条の 2 に基づく掛金</u>	<u>の両者の観点があるものの、「次の財政再計算までに発生する積立不足」に対応する掛金として、「法第 57 条の基準に従って計算される掛金」に含まれる。</u>
P. 104 の右欄	<ul style="list-style-type: none"> 受給権者等（加入者である受給権者も含まれる。）の給付設計の変更が含まれる場合、該当者以外の加入者又は受給権者等のうち<u>最低積立基準額が減少する者</u>についても、左記の措置を行うことは不可となる。（実施事業所単位ではなく制度単位で不可となることに注意する。） 	<ul style="list-style-type: none"> 受給権者等（加入者である受給権者も含まれる。）の給付設計の変更が含まれる場合、該当者以外の加入者又は受給権者等のうち<u>給付の名目額が増加する者</u>についても、左記の措置を行うことは不可となる。（実施事業所単位ではなく制度単位で不可となることに注意する。） 	
P. 124 の右欄 P. 146-147 の右欄	<ul style="list-style-type: none"> 予定脱退率を一般化加法モデル（Generalized Additive Model : GAM）により作成する場合には、各年齢において TVaR(95%) にあたる脱退率を GAM モデルから算出可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定脱退率を一般化加法モデル（Generalized Additive Model : GAM）により作成する場合には、各年齢において TVaR(95%) にあたる脱退率を、例えば GAM から算出することが考えられる。 	

以上